

徳島県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

阿南東部土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住所
理事	岡久誠一	阿南市見能林町東浦五五